

奈良県訓令第七号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、令和五年七月十八日から施行する。

令和五年七月十日

奈良県知事 山下 真

第二条第二十四号ウ中「、政策推進課」を「及び政策推進課の課長、万博推進室の課の室長」に改め、同号ク中「及び疾病対策課の課長、新型コロナウイルスワクチン接種推進室の課の室長並びに」を「、疾病対策課及び」に改める。